

市営バス事業の民間移譲に係る交渉権者との協議経過等について

1 移譲の実施日

円滑な移行を図る観点から、市営バスの運行については、平成 28 年 3 月 19 日（土）をもって終了し、翌日から移譲事業者による運行を開始する予定である。

2 移譲後のサービス内容等

(1) 路線・ダイヤ

移譲時点における路線・ダイヤの 3 年間の維持に加え、移譲時に 11 番（阪急園田～阪神尼崎）・13 番（阪急塚口～阪神尼崎）・15 番（阪急武庫之荘～阪神尼崎）の始発時刻の拡大等を実施する。

また、市内における開発状況等の変化がある場合は、利用者の利便確保等に十分に配慮したうえで、路線の変更等について協議していく。

(2) 乗車料制度

移譲時点における乗車料制度の 3 年間の維持を基本とし、IC 化や尼崎特区の設定等により利用者の利便向上を図る。

交通局発行の定期券・回数カード等

各種定期券は券面の有効期間まで、磁気式回数カード及び紙式回数券は平成 31 年 3 月 31 日までの利用とする。なお、移譲日以降、各種定期券（寿定期等を除く）は交渉権者等で IC 化を行うとともに、紙式回数券は、交渉権者等で新たに販売しない。

移譲事業者における IC 化等利便向上策

移譲日以降、移譲路線を含む市内のすべての路線バスで IC カードが利用できる。

また、交渉権者において、移譲路線と交渉権者の市内の既存路線をあわせた尼崎特区を設定し、普通乗車料や定期乗車料（IC 定期券に限る。）の適用範囲の拡大を図るとともに、学期定期の有効期間の拡大、高齢者免許返納割引を実施する。

また、交渉権者において、他事業者と IC 定期券での相互利用を実施するなど、利便向上を図る。

(3) 高齢者等特別乗車証制度

高齢者特別乗車証

移譲路線に加え、阪神バス(株)、阪急バス(株)、尼崎交通事業振興(株)の各路線を共通して利用可能となる制度とするなど、利用者の利便向上を図る。

(ア) 定期方式

これまでの市独自の乗車証の交付から、交渉権者が発行する高齢者向け定期乗車券(グランドパス)の1年定期券及び6ヶ月定期券の購入に係る助成方式に変更する。

(イ) 乗車払い方式

従来の乗車証から平成28年4月1日以降は、IC乗車証での利用となる。

また、利用できる路線は定期方式と同様の各路線とする。

対象となる事業者の路線で、市内 市内・市内 市外の利用がなされた場合、市は、当該区間の普通運賃額に対し、1乗車につき100円を助成する。

身体障害者等特別乗車証

当面の間は、現行どおり、紙式の乗車証を交付し、利用区間は、移譲路線内とする。なお、将来的には、乗車証のIC乗車証への移行を視野に入れるなかで、制度運用のあり方について、事業者等と引き続き協議・調整を行っていく。

(4) 移譲後のバス交通サービス水準の維持・向上

移譲後3年間は、移譲路線のうち、経費削減や利用促進等経営努力をもってしても、経常収支が赤字と見込まれる路線を対象に、運行確保に向けた補助金を予算の範囲内で交付することにより不採算路線の運行確保に努める。

また、市営バス事業の廃止後においても、移譲事業者との協議・調整を継続して行うとともに、道路運送法に基づく地域公共交通会議を活用することにより市域におけるバス交通サービスの課題及びその解決に向けた取組の方向等を共有するなかで、バス交通サービスの維持・向上を図っていくものとする。

3 資産譲渡

土地、建物については、交渉権者が事業運営上必要な物件(塚口営業所・武庫営業所・東園田休憩所)の有償譲渡を行う。先に実施した土壤汚染概況調査(塚口営業所及び武庫営業所)の結果も踏まえ、追加調査の可否や譲渡条件等について、引き続き協議・調整を行っていく。

また、車両・停留所・上屋などについては、交渉権者等に現状有姿で無償譲渡する。

4 職員の処遇

職員の希望を踏まえ、能力や適性に相応しい処遇について、責任をもって実施していく。処遇については、市長事務部局等への転籍、移譲事業者等への斡旋、希望退職を選択肢としている。

平成 27 年 7 月 21 日に労働組合と民営化に伴う処遇の条件について合意するとともに、交渉権者へ移籍する際の条件も整えた。

なお、現在、3 回目の面談が終了し、各個人の処遇を順次確定しているところである。

今後も、精力的かつ丁寧な面談を重ねる中で、職員の希望を踏まえつつ、能力及び適性を見極め、職員が納得したうえで処遇の決定ができるよう対応していく。

5 尼崎交通事業振興株式会社

事業継続による雇用の確保に向けて、自主路線運行等とともに、まずは移譲後 5 年間、移譲事業者から運行委託を受け、引き続き、市域におけるバス交通サービスの担い手として事業を展開していく。

市から自立した民間企業として事業継続できるよう、経営体質の改善等を目的とした事業計画を平成 27 年 9 月に策定した。

なお、市としては、公営企業審議会答申を踏まえ、完全民営化の実施に向けて、事業計画の取組状況等を見極めながら、交渉権者との協議・調整を行っていく。

6 一般貸切旅客自動車運送事業

尼崎センタープールファン輸送等の一般貸切旅客自動車運送事業について、市営バス事業の移譲の趣旨を踏まえ、利用者の利便を損なわないよう交渉権者に引き継ぐ。

なお、貸切車両 7 両については、乗合車両と同様に無償譲渡を行う。

7 市民・利用者への周知

平成 28 年 3 月での市営バス事業の民間事業者への移譲及び移譲に伴う乗車料制度等の変更など、市民や利用者の混乱を招くことがないように移譲事業者等と十分に連携し、市報あまがさきや市ホームページ、バス停留所やバス車内での案内など、随時、必要な情報の提供・発信を行っていく。

8 今後のスケジュール（予定）

平成 27 年 10 月以降	移譲事業者との路線移譲に係る協定の締結 交通局から自動車運送事業の廃止について国土交通大臣へ届出 移譲事業者から国土交通大臣へ認可申請 移譲日からのサービス内容について市民への広報
平成 28 年 3 月 19 日	市営バスの運行終了
平成 28 年 3 月 20 日	移譲事業者による運行開始

以 上